

令和7年6月26日

教職員各位

理事（総務担当）

### 職場における熱中症対策の実施について

職場における熱中症対策の強化を趣旨として、国の労働安全衛生規則の改正が行われ、令和7年6月1日に施行されました。

これにより、長崎大学を含む各事業者には、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知が罰則付きで義務付けられました。

については、本学の熱中症対策として保健センターは下記の措置を実施しますので、教職員及び関係部署等にあってはご協力をお願いします。

### 記

#### 1 熱中症の恐れがある作業者を早期発見し、学内で報告するための体制整備

- ・ 早期発見のために、熱中症の基本知識と注意事項をまとめた資料を作成して各部署に配布し、熱中症の疑いのある人が自分で症状に気づき、もしくは周囲の人が早く見つけて報告できるようにします。（別添「熱中症に注意しましょう」）
- ・ 熱中症の発生リスクの高い部署や業務を調査し、注意・警戒に務めるとともに更なる対策等を検討します。後日、部局等へ調査の協力をお願いします。
- ・ Microsoft Forms を活用して、熱中症もしくはその疑いの人が発生した場合に発見者・関係者が報告する体制を構築して運用します。（<https://forms.office.com/r/dd3SJvsNfn>）

#### 2 重症化を防ぐための応急処置や医療機関への搬送など手順の作成

- ・ 応急処置や医療機関への搬送についての手順を説明したフロー図を作成して配布します。（別添「熱中症（疑い含む）発生時対応フロー 熱中症が疑われる人を見かけたら」）

#### 3 これらの措置の教職員への周知

- ・ 作成した資料、フロー図等を教職員ポータル、保健センターホームページ等へ掲載します。
- ・ 各事業場の衛生委員会において共有します。
- ・ 部局における職員への周知（メール、部局ポータルへの掲載等）をお願いします。

なお、派遣職員への対応として、派遣会社へ本学の措置を通知して連携を図ります。

また、学生向けの熱中症対策に関する情報について、保健センターホームページ及び学務情報システム掲示板へ掲載し、学生へメール配信することにより、啓発と注意喚起を行っております。教職員にあっては、学生の熱中症予防のための室内環境の維持等にご留意願います。

担当：保健センター総務係 清川  
内線：2214  
Email：health\_soumu@ml.nagasaki-u.ac.jp